

梅雨前には 農地・農業用施設の点検を

これから梅雨時期に入り、大雨が予想されます。また、市内には古いため池も多く、新たに災害が発生する危険性があります。災害を未然に防ぐために、次のことに十分注意しましょう。

- ①ため池の堤体に草木が茂っている
と、堤体のひび割れや漏水が見つけにくくなります。また、草木の根が地盤を緩めて決壊の原因になることがあります。梅雨前に立木や雑草は刈り取っておきましょう。
- ②ため池の洪水吐や放水路にゴミや土砂などが流れ込んでいたら、それらを取り除きましょう。また、貯水量を増大させる目的で、土のうなどを積み上げている場合は取り除いておきましょう。

う。(土のうなどを取り除いていない場合、いわゆる人的行為によるものと判断される可能性がある場合は、災害が発生しても復旧事業の対象となりません。)

- ③事前に、ため池の堤体に陥没やひび割れ、漏水、湿って柔らかくなった箇所がないかを点検しましょう。
- ④井せきの洪水吐で角落とし方式のものは洪水時に操作できないので、大雨などの予報が出たら速やかに取り除いておきましょう。

農地・農業施設の災害復旧の対象

現在耕作している農地(田・畑)、ため池、頭首工、用・排水路、農道など

災害の対象となる条件

- ◆24時間雨量80ミリ以上
- ◆時間雨量20ミリ以上
- ◆1カ所の工事の費用が40万円以上のもの
- ◆農業用施設は利用者が2戸以上のもの
- ◆被災農地・農業用施設が、日頃から適正に管理していることが証明できること(日誌・写真など)



地元の出担金(工事着手前納付が必要)

- ◆農地 復旧事業費の4%
- ◆農業用施設 復旧事業費の2%
- ※工事着手前に納付が必要です。
- (激甚災害に指定された場合は、2分の1)

災害発生時の連絡先

災害が発生した場合は、農村整備課 耕地係(☎0824・73・1136)または各支所環境建設室・産業建設室へ早急にご連絡ください。※期間が過ぎると対象にならない場合があります。

土砂災害防止法に基づく

基調礎査

を実施します

広島県では土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」を指定しています。

土砂災害警戒区域等の指定にあたり、本年度、地形や土地利用状況などに関する基礎調査を次の小学校区で実施する予定です。

基礎調査では、測量機器などにより現地の地形について調査を行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

【基礎調査の対象となる小学校区】

西城小学校区、八幡小学校区、口北小学校区

●問い合わせ

広島県土木建築局土砂法
指定推進担当課
☎082・513・3945
庄原市危機管理課
☎0824・73・1206